

●本号の内容	1 関生支部が逆転勝訴(白バス事件賠償請求訴訟).....p1
	各紙の報道記事.....p2

【白バス事件賠償請求控訴審(大阪高裁)】

関生支部が逆転勝訴

大阪府警の家宅搜索は違法

2月4日、「白バス事件」を理由に大阪府警がおこなった組合事務所の家宅搜索は違法だとし、関生支部が賠償請求を求めた訴訟の控訴審で、大阪高裁は関生支部の請求を一部認め、大阪府警に対し11万円の支払いを命じる判決を下しました。一审は請求棄却だったが、逆転勝訴となった。

●「白バス事件」とは

「白バス事件」は、2014年9月、京丹後市へのXバンドレーダー(ミサイル早期警戒システム)配備反対全国集会に、関西地域の市民運動団体が、ある活動家の所有する大型バスを借りて分乗して出かけた際、参加者が経費を割り勘したことが道路運送法違反の有償行為だとし、翌年の2015年6月、大阪府警が市民運動家3人を逮捕。このとき、関生支部の組合事務所も家宅搜索された事件。

この逮捕劇そのものがデタラメ。少年野球やサッカーなどでレンタカーを借りて費用を割り勘するケースは全国どこにでもある。それを違法な有償行為としたのは反基地運動を弾圧する口実というほかない。しかも関生支部は、容疑とされた当日、組合所有のマイクロバスを貸しておらず、全国集会にはだれも参加していなかった。(2013年12月と2014年4月の行動では関生支部のマイクロバスが使われたが、問題の2014年9月には使われていなかった。)

そこで、関生支部は、大阪府を相手取って、犯罪の嫌疑がないのに搜索令状を請求して違法な家宅搜索を強行したことに対する賠償を請求する裁判を提訴したのだった。

●「令状請求は合理的な判断によるものではない」

一审大阪地裁判決はバスの運行が有償行為だと判断したことは「不合理であるとはいえない」などとして請求を退けたが、控訴審判決は以下のような判断を示して11万円の賠償支払いを命じた。

「市民団体の本件バスによる運送行為は、一時的運送にすぎず、常時他人の需要に応じて反復継続し、又は反復継続する目的をもって運送行為をなすものとはいえないことが明らかである。・・・大阪府警の警察官の判断は、捜査機関が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により導き出されたものとはいえないから、本件搜索差押令状の請求は、その余の点について検討するまでもなく、違法であり、かつ、上記判断については解釈が分かれ得るものでもないから、上記請求をした大阪府警の警察官には、過失がある。」

●国賠訴訟にも影響

警察相手の国賠勝訴そのものが稀れ。だが、それにとどまらず、控訴審判決は、大阪府警がい

かに関西生コン支部を敵視して、恣意的な捜査をおこなってきたかを明らかにしたという意義があるといっている。

しかも、この白バス事件の証人として出廷する予定だった関生支部の西山執行委員は、「関西生コン事件」で 2018 年以降くりかえされた逮捕によって、くりかえし証言を妨げられた。そのことが昨年 3 月、全日建、関生支部、湯川副委員長、武谷書記次長、西山執行委員の 5 者が国などを相手取っておこした国賠訴訟の請求原因のひとつとなっていることにも、注意を喚起しておきたい。(この国賠のその後の経過については追って報告します。)

●5日付朝刊各紙(大阪版)の報道。毎日(左)、朝日(右)、読売(下)

令状請求違法 労組逆転勝訴

大阪高裁・賠償命令
大阪府警の捜査が違法だとして、労働組合が1100万円の賠償を府に求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は4日、請求を退けた1審判決を変更し、府側に11万円の賠償を命じた。中村也寸志裁判長は捜索令状の請求が違法だったと認定した。

訴えたのは全日本建設運

白バス容疑の捜索は「違法」

大阪高裁 関西生コンが逆転勝訴

無許可で有料送迎をする「白バス」を運行した疑いをかけられ大阪府警に違法な家宅捜索をされたなどとして、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(大阪市)が府に1100万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が4日、大阪高裁であった。中村也寸志裁判長は捜索が違法だったと認定。請求を棄却した1審判決を変更し、府に11万円の支払いを命じた。

高裁判決によると、2014年に京都府であった集

輸連帯労働組合関西地区生コン支部(大阪市)。判決によると、府警は2015年、国の許可なくバスに有償で客を乗せた道路運送法違反の疑いで、同支部事務所などを捜索。支部側は捜索令状の請求要件を欠いたと主張したが、20年7月の大阪地裁判決は請求を棄却した。高裁判決は、バスの運行は一時的なもので、府警が同法違反の疑いがあると判断したのは合理的と言えないと指摘した。【藤河匠】

会で、主催団体が会場まで大阪市から往復バスで参加者を運び、1人につき3500円を集めた。大阪府警は道路運送法違反容疑にあたりと判断。同支部の組合員に集金のチラシが送られていたことから、15年に関係先として支部事務所を同容疑で捜索した。

判決は、料金を徴収しても一時的な運送なら同法違反にあたらないと指摘。具体的犯罪の疑いがないのは明らかだったのに、令状を請求したことは違法と結論づけた。(遠藤史)

中村裁判長は判決で、バスは一時的に運行されたにすぎず、営業にあたらないのは明らかだったと指摘。府警の捜索は、証拠を考慮した合理的な判断で行われておらず、捜索令状を請求した警察官には過失がある」とした。府警監察室は「判決内容を精査し、対応を検討する」とコメントした。

生コン労組捜索 大阪府警「過失」

大阪高裁賠償命令
道路運送法違反容疑での大阪府警による捜索が違法だったとして、「全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部」(大阪市)が、府に対し、1100万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が4日、大阪高裁であった。中村也寸志裁判長は、組合側の請求を棄却した1審・大阪地裁判決を変更し、府側に11万円を支払うよう命じた。

判決によると、府警は2015年、有料送迎バスを無許可で運行したとする同法違反(無許可営業)容疑で組合の事務所などを捜索、3人を逮捕した。地検はその後、3人を不起訴(起訴猶予)とした。